

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日に當たるときは、その翌日)

昭和五十一年十一月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

告示 次

字の区域の新設等

臨時種畜検査の実施

解除予定の保安林 (四件)

土地改良事業計画の適否の決定 (八件)

廟の指定の一部改正

鳥取県指定金融機関等の店舗の名称等の一部改正

◇教委規則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

◇教委告示 教育委員会の招集

告示

鳥取県告示第八百五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定

廃止する字の名称	新たに画す字の名称	同上の区域（昭和五十一年九月一日現在の地番による。）
小鴨字岩田	小鴨字屋敷通	小鴨字屋敷通七六の一から七七の五まで及びこれらと一体をなす国有地
海田東町字柳原	小鴨字屋敷通	同上の区域（昭和五十一年九月一日現在の地番による。）
海田西町字柳原	海田東町字柳原のうち一六二の三以外の区域及び海田西町字柳原一六二の三	小鴨字屋敷通のうち七六の一から七七の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示八百五十三号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月二日
鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年十一月二日
鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

検査期日	検査場所	家畜の種類
第一次	第二次	
十一月二十四日	十一月二十七日	東伯郡赤崎町
午前十時	午前十時	鳥取県種畜場

鳥取県告示第八百五十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年十一月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所 気高郡青谷町大字桑原字境口八〇四の八（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百五十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年十一月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所 岩美郡岩美町大字田後字向山一四七の二
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由 学校用地とするため

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所 東伯郡赤崎町大字尾張字尾張谷三六四の一二七
- 二 保安林として指定された目的 水源のかん養

三 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第八百五十七号

次の保安林を解除予定の保安林したので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年十一月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市東町二丁目一〇四の五

二 保安林として指定された目的

旧跡の風致の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第八百五十八号

昭和五十一年七月二十九日付けで会見町から申請のあつた土地改良（宮前地区暗きよ排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十一月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三 縦覧に供する書類
二 縦覧に供する期間
一 縦覧に供する書類

昭和五十一年十一月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十一月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所
会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五十九号

昭和五十一年八月二十五日付けで大山町から申請のあつた土地改良（一の谷地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十一月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十号

昭和五十一年八月三十一日付けで船岡町から申請のあつた土地改良(水口地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十一月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十一月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十二号

昭和五十一年九月二十八日付けで江府町から申請のあつた土地改良(江

尾本町五丁目地区農道整備)事業計画については、審査した結果適當と認

めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十一月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十一年八月三十一日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良(上

鳥取県告示第八百六十一号

昭和五十一年十一月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(米積地区区画整理)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十一月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十一年十一月四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
江府町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 鳥取県告示第八百六十四号**
- 昭和五十一年九月二十八日付で江府町から申請のあつた土地改良（武庫地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十一年十一月二日
- 鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十一年十一月四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
江府町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 鳥取県告示第八百六十五号**
- 昭和五十一年十月五日付で日野町から申請のあつた土地改良（中菅地
- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十一年十一月四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
江府町役場

区農業用用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十一月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十一月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十六号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号(廟の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十一年十一月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「鳥取県立鳥取商業高等学校 鳥取市湖山町二、九九五」を「鳥取県立鳥取商業高等学校 鳥取市湖山町北二丁目四〇一」に、「鳥取県立鳥取西

工業高等学校 鳥取市湖山町字白浜二九六〇の五六」を「鳥取県立鳥取西高等学校 鳥取市湖山町北三丁目二五〇」に、「鳥取県立米子南商業高等学校 米子市長砂町一八八」を「鳥取県立米子南商業高等学校 米子市長砂町二二六」に改める。

鳥取県告示第八百六十七号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正する。

昭和五十一年十一月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

支 店 に改める。

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の項中

〔松崎支店泊出張所〕を「江 府

〔泊 支 店〕に、「根雨支店江尾出張所」を

〔江 府〕に改める。

第三号の表の株式会社扶桑相互銀行の江府支店の項中「根雨支店江尾出張所」を「江府支店」に改め、同表の泊村農業協同組合の項中「松崎支店泊出張所」を「泊支店」に改め、同表の江府町農業協同組合の項中「根雨支店江尾出張所」を「江府支店」改める。

教育委員会規則

教育委員会告示

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年十一月二日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠頤

鳥取県教育委員会規則第十三号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則(昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表の一の鳥取商業高等学校の項中「鳥取市湖山町二、九五五」を「鳥取市湖山町北二丁目四〇一」に改め、同表の一の鳥取西工業高等学校の項中「鳥取市湖山町白浜三、六五〇」を「鳥取市湖山町北三丁目二五〇」に改め、同表の一の米子南商業高等学校の項中「米子市長砂町一八八」を「米子市長砂町二一六」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県教育委員会告示第二十二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十一年十一月二日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠頤

一日時 昭和五十一年十一月五日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 鳥取県高等学校定時制課程修学奨励金貸与規則の一部改正について
2 その他